

## 京都市指定名勝中井家の庭の築造過程と地割構造の解明

今江 秀史

## はじめに

平成26年(2014)3月に京都市の名勝指定を受けた中井家の庭(左京区)は、明治から大正時代にかけて活躍した実業家兼政治家、4代目中井三郎兵衛(1851-1932/写真1)の隠居所に伴って築かれたものである。同家では、この隠居所の築造における、庭と建築の領収書が保存されてきた。また平成27年度以降に実施した修理などと相まって、指定時には詳らかではなかった庭の築造過程の一端が明らかとなった。

本文では、名勝指定に係って調査した同庭の成立背景と現況分析に加えて、前述の領収書(写真2)の調査、修理記録に基づいて、その築造過程と地割構造の解明を行うものである。なお同庭は、個人住宅に伴うものであり、非公開である。



照小歳七十七士居眼慈

写真1 4代中井三郎兵衛(慈眼)肖像

## 1. 中井家の宅地(中井家岡崎新別邸)の成立背景

中井家の庭を創設した4代中井三郎兵衛<sup>1) 2)</sup>は、河内国(現在の大阪府南東部)の小原家に生まれ、3歳のときに古くからの親戚であった京都の中井家の養嗣子となった。実子と同然に育てられた4代三郎兵衛は、13歳の時に、先代の三平(1821-1899)<sup>3)</sup>に引き続くかたちで「三井越後屋呉服店」に仕えることになった。

17歳になった4代三郎兵衛は、呉服店を辞めて、家業の越三(えつざん)商店(東洞院通三条西入ル)に入り、紙業に従事することになった。20歳の時には、家を継ぎ三郎兵衛を襲名した<sup>4)</sup>。越三商店とは、初代から三井家に勤めた中井家の功績が認められ、弘化2年(1845)に、同家からの暖簾分けをもって、三平が開いた和紙専売の紙商のことである。嘉永年間には、京都



写真2 中井家新別邸領収書(一部)

で名の通った紙商へと成長を遂げていた。なお三平の名は、大阪府枚方市と八尾市にある紙加工の会社・三平興業株式会社の社名として残されている。

4代三郎兵衛は、京都府が明治9年に桂川沿いで建設した、梅津製紙場の御用係に任ぜられ、洋紙の販売に注力することになった。次第に業務量を広げた越三商店は、明治14年に合名会社中井商店となった。その翌年には、東京の王子製紙との代理店特約を結び、その製紙の販売を一手に引き受けるほどの成長を遂げた。なお、中井商店は、現在の日本紙パルプ商事株式会社の発端となったことでも知られる。

事業と平行して、4代三郎兵衛は、明治14年5月からの2年間と同21年からの3年間に府会議員、明治34年に市会議員を務めた<sup>5)</sup>。市議会では、東山公園構想とそれに関わる円山公園の改修について多くの発言をし<sup>6)</sup>、その職を辞した明治時代の末期から大正時代にかけては、京都東山に公共的な事業として道標や石碑(写真3)、祠を設け、登山道を開いた<sup>7)</sup>。



写真3 東山登山道(伊藤博文顕彰碑)

明治四十三年十一月廿一日  
京都東山富山製紙社山内伊藤公顕彰碑  
式當日

中井 慈眼  
大森 勇野  
山内 公幹  
三平 勇野  
山中 男爵

晩年は慈眼と名乗り(以下、4代中井三郎兵衛については、慈眼とする)、藪内家十代休々斎・竹翠紹智宗匠に入門して茶の湯を嗜んだ<sup>8)</sup>。また八坂神社や清水寺、青蓮院などの氏子・檀徒総代も務めた<sup>9)</sup>。

次に中井家の宅地の成り立ちについて示す。紙業で財を成した慈眼は、明治39年(1906)、京都岡崎に居然亭(きょぜんてい)と称する別邸を設けた(図1)。もともと居然亭とは、江戸時代の後期に「風雅のパトロンの立場にあった京都の豪商で画、連歌をよくした」<sup>10)</sup>と伝わる、世継寂窓(よつぎじゃくそう/不明-1843)が寛政年間頃に築いた別荘であった(図2)。

当該の土地は、明治維新後の一時期に、医者・漢学者であり桂宮令・宮内省官吏を務めた、宇田淵(うだえん/1827-1901)



図1 岡崎中井別邸之図  
(徳力富吉郎, 昭和15年)



図2 本光寺, 満願寺, 蓼蔵薬師  
(『花洛名勝図会』より転載)

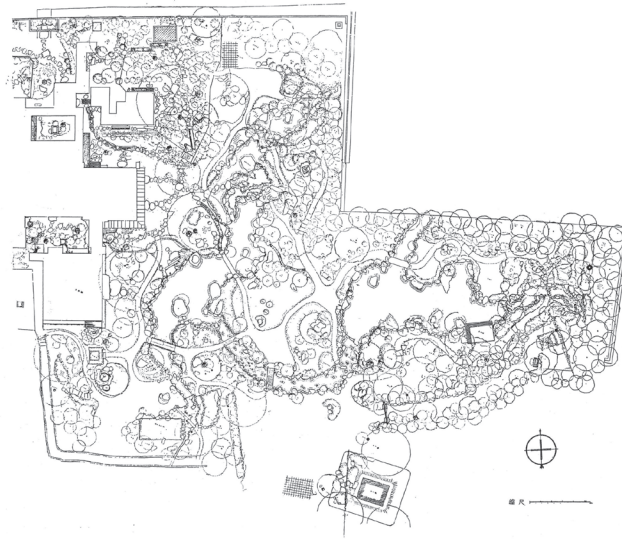


図3 居然亭の庭 平面図（『日本庭園史大系』より転載）

の居宅となった<sup>11)</sup>。その後、中井家の所有地となったのは、明治30年代である。

世継寂窓から宇田淵に引き継がれた居然亭は、慈眼の取得後、どの程度残されたのか詳らかではない。いわゆる中井氏居然亭については、建築を上坂浅次郎、庭を川崎熊三郎と七代目小川治兵衛（植治）が手がけたと伝わる<sup>12)</sup>。慈眼の伝記である『かたばみ草』には、明治39年の「三月七日降雪あるの日岡崎別荘上棟式をなす」とあり、同年の9月18日には「山縣公外八名岡崎別荘に御招待」と記されている<sup>13)</sup>。

慈眼は、政財界に留まらず、文化人や仏僧など幅広い交友関係を築いた。彼は、それらの人々を居然亭に招いて、茶事や宴会法要などを催した（図3）。明治44年3月に慈眼夫妻は、東洞院通三条の本宅から居然亭へと移住した<sup>14)</sup>。その後、居然亭の南東側に「中井家岡崎第二別邸」と称して築造された隠居所が現在の中井家の宅地（以下、新別邸とする）である。それは、迎賓機能を備えた別邸が近傍にありながら、本格的な茶事を行うことができる造りとされ

た。なお、居然亭は、昭和41年（1966）に実業家らへ譲渡される際、分解され一部は除却された。その過程で、中根金作（1917-1955）の助言などがあったことにより、部分的に現存している<sup>15)</sup>。

大正4年（1915）の中井家執事宛に提出された「中井家新別邸領収書」（以下、「領収書」とする）によると、新別邸の庭は、7代目小川治兵衛（植治）、建物は、上坂浅次郎の手がけたものである。庭の工事は、同4月27日に終わられた。慈眼は、同年11月の時点で、新別邸に移る意志があったようだが<sup>16)</sup>、竣工の後にも住まれる機会がないまま貸家となった。第2次世界大戦後には、中井家へ返却され、個人住居として現在に至る<sup>17)</sup>。

## 2. 「領収書」の概要と分析

### （1）概要

先述の「領収書」とは、当時の中井家の執事が、新別邸（現・中井家の宅地）の建設に従事した複数業者が発行した領収書



を、月ごとに整理して封筒に納めたものである。同家では、それを100年以上の間、保管してきた。これまで、その存在は知られてこなかったが、名勝指定の後、京都市に情報提供された。「領収書」には、庭を含む住宅の成立に関する多様な事項が含まれている。本節では、同家の許可を得て、「領収書」のうち庭造りの範囲（以下、「領収書（庭）」とする）についてのみ、概要を示す。

「領収書（庭）」は、植治が作成したものであった。体裁としては、大正4年1月29日から2月23日までの支払いに関する「大正4年2月28日締」と、同年2月24日から3月28日までの「大正4年3月31日締」、同年3年29日から4月27日までの「大正4年4月30日締」の3袋からなる。

その記載内容は、庭工事にかかった人工

数と材料である（表1、2）。工事期間は、大正4年1月29日から4月27日までの約3ヶ月間であった。そのうち休日は、雨天の3日を含む5日であった。

総人工数は、547人であり、実働は84日間であった。1日当たりの稼働は、平均すると6.5人であった。人工の記載には、「朝出」という追記がなされている日があった。それらの数値は、いずれもほぼ人工数を下回っており、「特別に朝早くから仕事にかかること」（『大辞林 第3版』）を意味していると考えられる。

1日の人工数が10人を越える時期は、2月13日から3月12日までの約1ヶ月間である。この時期の後半は、集中して朝出となっている。また4月3日から最終日までの1ヶ月弱の間は、途切れることなく朝出が続けられた。

材料については、購入の時期と材料名、

表1 新別邸の庭の築造に係る人工一覧

大正4年2月28日締 請求書					大正4年3月31日締 請求書					大正4年4月30日締 請求書						
年	月	日	人工(人)	備考	年	月	日	人工(人)	備考	年	月	日	人工(人)	備考		
大 正 4 年		1	29	3.5		大 正 4 年		2	24	10		大 正 4 年		3	29	—
		30	7	25				10	30	4						
		31	10	26				1	31	3						
		2	1	1				27	12	4				1	3	
		2	10	10				28	10	2				2	4	
		3	10	10				3	1	3				3	4	朝出壹
		4	—	雨天				2	—	雨天				4	2	朝出壹
		5	4.5	—				3	12	—				5	5	朝出貳
		6	8	—				4	10	—				6	4	朝出参
		7	9	—				5	9	朝出四ツ				7	—	朝出壹
		8	8	—				6	10	朝出六ツ				8	7	朝出参
		9	0.5	—				7	9	朝出八ツ				9	6	朝出貳
		10	8.5	—				8	5	—				10	6	朝出貳
		11	9	—				9	9	朝出七				11	1.7	朝出貳ツ
		12	7.5	—				10	10	朝出七				12	1	朝出壹
		13	11	—				11	10	朝出七				13	5.5	朝出四
		14	10	—				12	10	朝出七				14	7.3	朝出
		15	10	—				13	0.5	—				15	6	朝四
		16	8	—				14	9	出五ツ				16	6.5	朝四
		17	8	—				15	7.5	出四				17	5	朝四
		18	8	—				16	2	—				18	3	朝貳
		19	—	雨天				17	8	—				19	2	朝壹
		20	10	—				18	7	—				20	8	朝貳
21	6	—	19	7	—	21	4	朝貳								
22	8	—	20	5	—	22	3	朝参								
23	7	—	21	5	—	23	7	朝四								
小計	182.5	人	22	6.5	—	24	6.5	朝四								
			23	1	—	25	6	朝四								
			24	4	—	26	7	朝参								
			25	4	—	27	7	朝参								
			26	5	朝出貳	小計	134.5	人								
			27	4	—											
			28	4.5	—											
			小計	230	人											
						合計	547	人								



数量，単価，金額が記載されている。材料の購入が初めて記載されるのは，2月21日であった。材料の項目をとりまとめ，記載順に挙げると以下の通りとなる。植栽や地被植物としては，杉・苔（杉苔・地苔）・檜（檜苗・小檜）があった。工作物の材料などとしては，小竹（竹・白竹），棕櫚縄・マセ竹，ワラビ縄があった。石材としては，飛石・コンクリト石・畳石・ゴロ石・鴨河石があった。土砂等としては，砂利（並砂利・深草砂利）・石灰があった。なお「伊豫二世」の意味については，不明である。

(2) 分析

「領収書（庭）」の記述だけにしたがえば，中井家の庭は，大正4年1月29日に施工が開始し，同4月27日には工事が終わったことになる。そのことについては、『かたばみ草』で言及されていない。

土工事などの重労働は，まだ重機が使われていない時代であることを念頭に置けば，1日の人工数が10人を越える，2月の半ばからの約1ヶ月間に，行われたものと考えられる。大正時代の初期と現代とでは，社会背景が大きく異なるため，庭造りに伴う職人の稼働日数を比較することはできない。ただし，名勝指定範囲の763.55㎡を参考数値として，547人工が投入されたことは，近代京都の庭造りに必要とされた日数と人数の指標となる。

実働の84日間に対して，休みが雨天を含む5日間ということ，休日は2週間に1度以下であったことになる。一方，4月3日から最終日までの1ヶ月弱の間，途切れることなく朝出が続けられていたことは，4月末にまでの竣工を目指していたことと関係しているとみられる。まだ日の出が遅く，日暮れが早い3月はじめから朝出

表2 新別邸の庭の築造に係る材料一覧

大正4年								
月	日	購入材料	単位	数量	単価	金額	備考	
2	21	杉(7尺もの)	本	30	-	-		
		飛石	個	4	-	-		
		小竹	束	1	-	-		
		シュロ縄	口	20	-	-		
	23	杉	本	30	-	-	うち大5本、中25本	
	3	10	コンクリト石、棕櫚縄	車	3	1圓20銭	3圓60銭	
			棕櫚縄	口	5	24銭	1圓20銭	
			畳石	個	55	3銭	1圓65銭	
			マセ竹(6寸9)	束	1	1圓30銭	1圓30銭	
			並砂利	車	2	60銭	1圓20銭	
		石灰	俵	4	35銭	1圓40銭		
16		杉苔	俵	10	14銭	1圓40銭		
17		杉 8尺	本	40	80銭	32圓		
		杉苔	坪	20	7銭	1圓40銭		
		小竹	束	1	1圓40銭	1圓40銭		
4	22	石灰	俵	5	35銭	1圓75銭		
		砂り	車	2	60銭	1圓20銭		
	26	杉 6尺	本	30	-	-		
	27	苔 貳坪入	俵	20	14銭	2圓80銭		
		檜	本	102	12銭	12圓50銭		
	10	ワラビ縄	口	38	10銭	2圓80銭		
	13	深草砂利	車	1	1圓80銭	1圓80銭		
		石灰	俵	3	30銭	90銭		
	14	杉 345尺	本	25	20銭	5圓		
	15	並砂利 石灰共	-	-	-	1圓30銭		
16	伊豫二世	-	-	20	7銭	1圓40銭		
		檜苗	本	5	5銭	25銭		
		ゴロ石	個	200	3銭	6圓		
		鴨河石	個	50	10銭	5圓		
	17	小檜	本	60	30銭	48圓		
		地苔	坪	5	1圓40銭	7圓		
		棕櫚縄	口	10	8銭	80銭		
	21	深草共石灰	俵	2	1圓20銭	2圓40銭		
		〃	車	2	1圓80銭	3圓60銭		
	26	並砂利 石灰	俵	5	2圓10銭	42銭		
28	白竹	本	4	-	25銭			
	長六尺六分 竹	本	3	-	8銭			
	長五尺 竹	本	15	-	70銭			

をするということは、竣工が急がれていた可能性が認められる。これらのことから、職人らは冬期から春先にかけても多忙を極めていたことが知られる。

材料については、付近に居然亭があったことを、念頭に置く必要がある。すなわち、居然亭に材料の余剰や在庫があった可能性があるため、工事の開始から2月21日までの間、縄張りや造成工事だけが行われていた訳ではなかろう。「領収書（庭）」に記載された項目と、庭の現況を照合しても、例えば石像品やソメイヨシノ、イロハモミジが掲出されていないように、庭は、購入材料だけで造られたわけではないとみられる。

ところで、新別邸の地盤造成については、不明なところがある。第4節で後述するように、中井家の宅地は、元は傾斜地であった土地を平坦にするよう、大きく地盤造成されている。また、中井家の庭に流れる水は、元来、居然亭のために琵琶湖疏水の分線より引かれた専用の給水管から分配されている。つまり、建築の基盤と庭を通る管渠の高さは、接道などを含む立地条件

から導き出されたことになる。さらに、宅地の南端にあり、0.75m四方・深さ1.7mの規模を持つレンガ造の人孔（マンホール）2基は、造成工事と同時でしか成立することができない。

これらのことからみると、新別邸の地盤造成は、同土地を取り巻く諸条件を考慮して設計されたものであり、同時に大掛かりな水道工事を伴うものであった。引いては、工事の開始から2月21日までの24日間の庭仕事は、準備工や下地作りだけではなく、地盤造成と同時に行われていた可能性がある。したがって、中井家の庭造りに関しては、宅地造成の設計、土木工事、水道工事、建築の専門家が関与していたものと推察される。

### 3. 庭の構成

現況の現地見分に基づき、中井家の庭の構成を分析し、記述する。

その敷地は、西寄りの中央付近に位置する主屋と土蔵を中核とする（図4）。西面に開く表門を軸として反時計回りに、表門

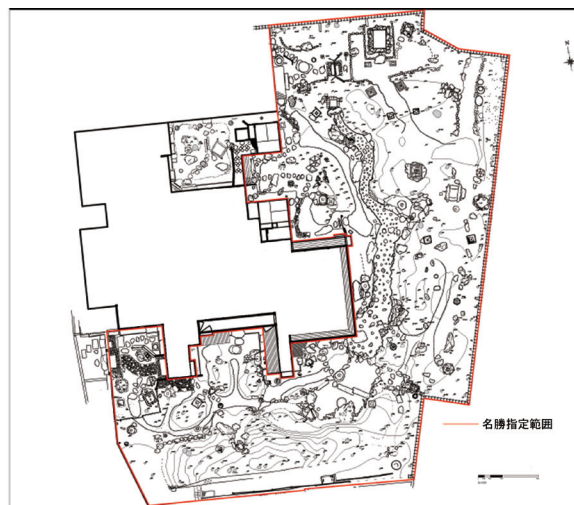


図4 中井家の庭 実測平面図

庭、玄関庭、南庭、東庭、露地、稲荷社廻りの庭、中庭、離れ廻りの庭が配されている(図5)。名勝指定の対象は、玄関庭、南庭、東庭、露地、稲荷社廻りの庭である。植栽樹木には、築山や流れに沿ってアカマツやイロハモミジ、ツバキ等、外縁部にアラカシやスギ、低木にはアセビやサザンカ、モチツツジなどがある。

5尺程度の奥行をもつ表門庭を介して表門より入ると、内玄関と本玄関に面した玄関庭(写真4)に至る。砂利敷を基調とした玄関庭には、クロマツ、アラカシ、ウバメガシなどが建物と板塀の周りに植えられ、外景を緩やかに遮蔽している。表門と本玄関をつなぐ通路は真黒石による石畳、内玄関への通路は切石敷となっている。南庭との境にある庭門との間は飛石で連絡しており、その東脇には井戸が設けられている。

東西に細長いつくりの南庭(写真5)は、主屋南側にある居間と特徴的な形状の縁先手水鉢を備えた便所並びに座敷に面している。敷地の南端に沿っては、名勝指定の時点では水が途絶えていた滝と、水路を伴う小高い築山が築かれ、その周囲には園路が巡っている。

主屋の東側に展開する東庭(写真6)は、平行する流れと築山を主体とし、双方を縫うように幾条もの園路と沢飛び石が小気味よく配されている。築山上には、周囲に石が積まれた給水口が設けられ、園路の分岐点など要所に景石が据えられている。分散配置された層塔や石燈籠の中には、居然亭が売却された際に移設されたものがある<sup>18)</sup>。

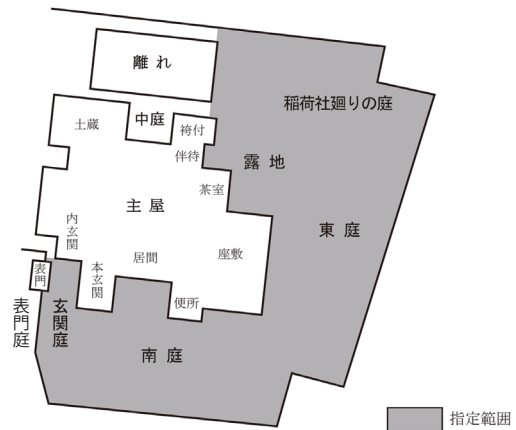


図5 中井家の庭形態概念図



写真4 玄関庭



写真5 南庭



写真6 東庭



流れの水は、離れの西側から流入し、流れ蹲踞を経て2つの流れを合わせ、開放的な座敷の東隅に至って池状に広がる。池中に据えられた座敷の束石を回り込み、石橋を潜った流水は、南庭の築山裾部の中央付近で、かつては西側から流入していた滝の水と共に排出される。

この水は、後述するように、鹿ヶ谷付近の琵琶湖疏水分線から引かれたものである。疏水の水の一部は、現存する旧居然亭の領域に一旦流入した後、中井家の庭や市指定名勝白河院庭園<sup>19)</sup>へ分配されている。

露地(写真7)は、茶室に袴付と腰掛待合を併設した実用に応じた造りであり、周囲とは低い築山と生垣によって仕切られている。露地内には、燈籠と蹲踞手水鉢が備



写真7 露地



写真8 稲荷社廻りの庭

わり、枝折戸と躡口との間を細やかな飛石と石畳で繋いでいる。茶室に用いられている柱材は、コブシ、アカマツ、北山杉と様々である。

稲荷社廻りの庭(写真8)は、東庭と露地の北側に接し、かつて堀川通二条にあった三井本家京都屋敷から移設されたと伝えられる社を中心とする<sup>20)</sup>。南方は、鳥居と両脇に狐の石造品を伴う砂利敷の参道を開き、西方には庭門が設けられている。

岡崎・南禅寺界限は、これまでの文化財指定等や調査の蓄積により、全国の政財界人らが別邸を構えた地域として著名である。その中で中井家の庭は、京都在住の実業家によって営まれ、個人住居として継承されている、希少なものとして位置づけられる<sup>21)</sup>。

#### 4. 修理を通して知られる 庭の地割構造

中井家の庭は、名勝指定を受けた平成26年(2014)の時点で、大正4年(1915)の築造より、約百年の年月が経過していたことになる。その間も、継続的に維持管理がなされてきたが、部分的には毀損が生じていた。名勝指定の後、所有者と協議を重ねた結果、断続的に毀損箇所の修理等を行うことになった。

修理業者は、京都市内で文化財に指定等された庭の修理実績がある3社による、現地確認に基づき、相見積もりの提出を受けて、所有者が決定した。以下、平成27, 29, 30年度に実施された修理事業の概要を示す。平成30年度の施工については、

恒常的に維持管理を行う業者が担当した。なお、これら事業は、京都市文化財等保護事業補助金の交付を受けたものである。

#### (1) 平成27年度(2015-2016) 修理

平成27年度の修理事業は、排水機能の回復、滝の通水の回復、稲荷社廻りの庭における表面排水の改修を目的とした。

##### 1) 修理の契機

中井家の庭では、池の排水口が、南庭の南端の中央付近に設けられている(写真9)。排水口から池水を外部へ排出する管渠の通水は、長らく不順となっていた。それにより所有者は、大雨の度に、池の水があふれ出す危険性を感じていたという。それは、平成25年9月16日に京都に最接近した台風18号が、史上初の大雨特別警報が発令されるほどの暴風雨をもたらしてから、時期を隔てていないため、なおさらのことであった。

池の水があふれ出ると、築山の土が、コケなどの地被植物もろとも流出するなど、庭の毀損を誘引する。さらには、名勝指定範囲外ではあるが、建築にも影響を及ぼす

ことになる。そこで、池の水の氾濫による毀損の予防を兼ねて、排水機能の回復を目的として修理をすることになった。

中井家の庭には、3箇所の滝(北から南側にかけて、一の滝〔写真10〕、二の滝〔写真11〕、三の滝〔写真12〕と称する)が設



写真10 一の滝



写真11 二の滝

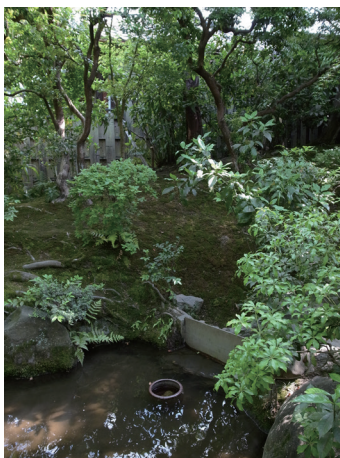


写真9 排水口/池の流末



写真12 三の滝



けられており、そのうち南庭に所在する三の滝は、長期間に渡って不通となっていた。三の滝は、住居に最も近い位置にあるため、かつて滝水の落ちる音が屋内でよく聞こえていた。所有者にとって、その音が聞こえなくなったことは、寂しいものであり、気にかかっていたという。後述するように、前述の排水機能の回復を行うためには、築山の掘削をする必要があり、自ずと三の滝の給水管にも抵触するため、その修理も併せて行うことにした。

中井家の庭では、露地から南側の範囲の雨水を園路上で表面排水する仕組みとなっている。その一方で、流れより上方（北側）にある稲荷社廻りの庭は、うまく雨水処理ができない状態であった（写真13）。それにより、近年増加しているゲリラ豪雨の発生時には、水が引くのにかなりの時間を要するほど、庭内が湿潤状態となり、日々の使用に支障が生じていた。そこで、雨水の排水を良好にするための改修をすることになった。

## 2) 事前の検討

中井家の庭には、開渠の流れと暗渠の通水管が並行して設置されている（図6）。

開渠の流れは、露地の東側に流水口（写真14）を置き、表出した水は、南側に流下する。流れは、主屋の南東角の辺りで池となり、その南側でオーバーフローにより、東から西側に向けて排水される。一方、暗渠の通水管は、東庭の中央東寄りに位置する一の滝、南庭の池の北東にある二の滝、三の滝を繋いでいる。一の滝と二の滝の水は、流れに吸収されるが、三の滝の水は、



写真13 稲荷社廻りの庭の西側



写真14 流入口

西から東側に向けて排水口へと流れる。つまり排水口は、東側からの池水と西側からの三の滝の水を両面で受けていることになる。

排水口に入った水は、暗渠管を通じて東側の人孔へと至り、南側の敷地外へ排出される。所有者への聞き取りによると、排水管については、これまで一度も手が入られたことがないという。中井家の庭が築造された大正4年の時点では、暗渠に陶管が使われていたことが予想された。その場合、通水が不順となる原因としては、陶管のつなぎ目に樹根が入り込んだり、何らかの外圧を受けたりすることによって、ひび割れが生じ、漏水したことが考えられる。



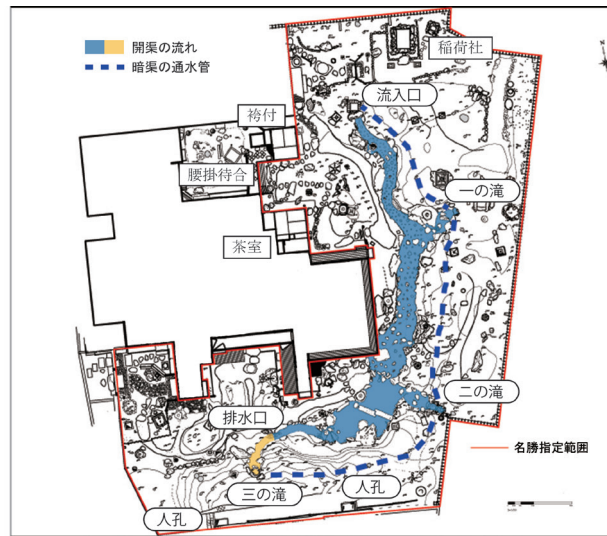


図6 開渠の流れと暗渠の通水管の関係

仮にそうであれば、修理の手法としては、高圧洗浄、もしくは既設の陶管内に口径の小さな塩化ビニール製の管（以下、塩ビ管とする）などを挿入する簡易なPIP（Pipe in Pipe）工法、さらには暗渠の上部から開削して管をすべて新しいものと取り替える、入替工法が想定される。

高圧洗浄は、土砂が詰まっている管を通す場合などに、適した手法である。しかし100年以上前に設置された陶管に対しては、高圧の水で毀損を誘引する恐れがあるとともに、樹根が詰まっている場合には、効果が期待できない。

PIP工法の利点は、施工が容易であり、工事により庭を傷めないで済むことである。しかしながら、管径が狭まることによって排水量が減ること、陶管が曲がっていたり、管が土砂や樹根で詰まっていたりすれば、新しい管が挿入できないという、欠点がある。陶管が曲がっていた場合には、フレキシブル管を用いることもできるが、給水口から敷地の外部まで管を通じるかは、施工してみなければわからないとい

うリスクを伴う。また、排水量が減ることにより水があふれ出す危険度は、未知数であった。

入替工法は、古い管を更新できるため、排水の不順を解消する点では、最も効果が期待できる。ただし、暗渠管の上部に築かれた約2メートルの築山を、上部から5.2mほどの延長で開削し、一部樹木を撤去しなければならない。立地条件により、バックホウなどの重機が使えないため、人力で根の除去、掘削をする必要がある。掘削後には、築山を復旧する必要があった。つまり工事の規模としては、最も大掛かりで、費用も高くなる。

以上、3通りの手法は、いずれも一長一短であるが、所有者が将来的に長く安心できることを望んでいることから、施工業者との協議の結果、入替工法を採用することになった。

排水機能の回復工事に伴って、築山を掘削するのであれば、二の滝と三の滝の位置関係からみて、暗渠の通水管を確認できる可能性が高い。そこで、三の滝の通水も同

時に回復させることになった。修理手法としては、掘削の際に管の深度と素材を調べた結果に応じて、高圧洗浄もしくは入替工法を選別することにした。

また、排水管と三の滝の修理を検討するために現地見分を行っていた所、二の滝の南方にバルブがあることが分かった。しかし、バルブのハンドルが、固まって回らない状態となっていた。そのバルブの東側の敷地境界には、管口を確認することができ、元来、そこから水が排出できるようになっていた可能性があった。このバルブと管口との関係性は判然としなかったが、機能していないので、修理することになった。

最後に、稲荷社廻りの庭の排水を改善するためには、雨水を既設の雨水桝もしくは流れに導くことが想定される。現地見分によりその経路を検討した所、同庭と雨水桝、流れの間には、延べ石や樹木の根があり、さらにレベル調査をして高低差を確認した所、全域を一括して水を表面排水することができないことが判明した。

レベル調査の結果によると、稲荷社廻りの庭で最も地盤面が低い箇所は、庭門の周辺であった。同庭自体の面積は限定されていることをみれば、庭門の周辺に素掘りの穴を設けて自然浸透させ、既設の雨水桝のレベルを調整するのが妥当であろうということになった。

以上の検討の結果、排水機能の回復には入替工法、三の滝の通水を回復させるためには、高圧洗浄か入替工法、稲荷社廻りの庭における排水の改善には、自然浸透工法と桝、暗渠管の併用をもって、施工を実施

することになった。

### 3) 施工

排水機能の回復は、工期を2回に分けて実施した。

第1期は、排水口から東側の人孔までの区間とした。排水口と敷地境界の管の出口との軸線上で、築山の溝掘りを行ったところ、およそ1.7mの所で陶管が確認された(写真15)。同時に地表から約50cmの深さで三の滝に通じているとみられる鉄管を確認した(図7)。

陶管同士は、モルタルを用いて接続されていた。陶管には割れている箇所があり、そこから水が漏れ出していたため、管の底部は湿った状態であった(写真16)。陶管



写真15 築山の掘削状況



写真16 陶管の敷設状況

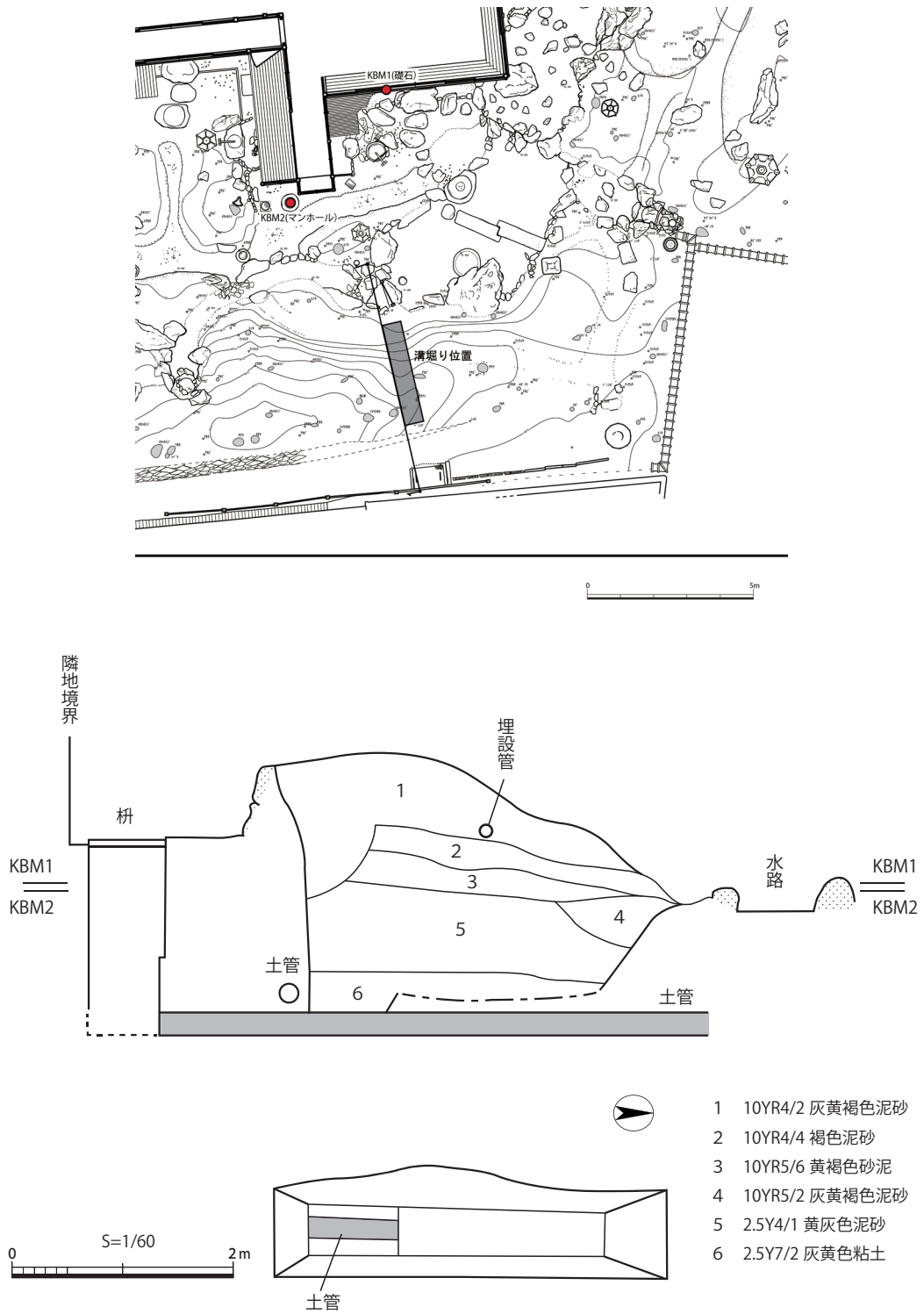


図7 南庭築山の溝掘り(平面図・断面図)  
(調査・図面作成：京都市文化財保護課 家原圭太)



は、全て取り出し、塩ビ管V P 200mmと入れ替えた後、その一部を同箇所へ埋設して保存した。溝堀箇所は、築山用土を用い、版築で埋戻し、地表面を整えて苔を張った。

第2期は、東側の人孔から敷地境界までの区間とした。前述の排水口から人孔までの区間の排水管は、南北に一直線であったが、東側の人孔（写真17）を介して90度東側に曲がり、およそ8m延伸した後、隣地境界の南側に角度を変えて出口となっている。隣地へと流れ出た水は、二条通の地下を通り、最終的に動物園の北東隅の北面に流れる白川へと排水される。人孔と排水口は目視できるため、その延長線上を掘削し、暗渠管の位置を探索した。

その結果、暗渠管の上部の東寄りに階段状に据えられた石と、西面に人孔のものとみられるレンガ積みを確認された（写真18）。これにより、第1期のように上部からの開削により、陶管を取り出して塩ビ管と取り替えることができないことが判明した。そこで、この区間の管については計画を変更し、PIP工法を用いることとした。管の通りが斜め方向にねじれていたため、施工は一筋縄ではいかなかったが、施工者の技術によって、最終的に陶管内へ延長7.6mの塩ビ管を挿入することができた（写真19）。

先述した鉄管は、高圧洗浄を施した結果、水が通じて三の滝の口から水が導出されたものの、水量は少なかった。施工業者がその原因を探った所、3つの滝の排水量のバランスに支障があることが判明した。

中井家の流れと池の水は、鹿ヶ谷通から



写真17 人孔（東側）



写真18 人孔東方掘削状況



写真19 塩ビ管の挿入作業

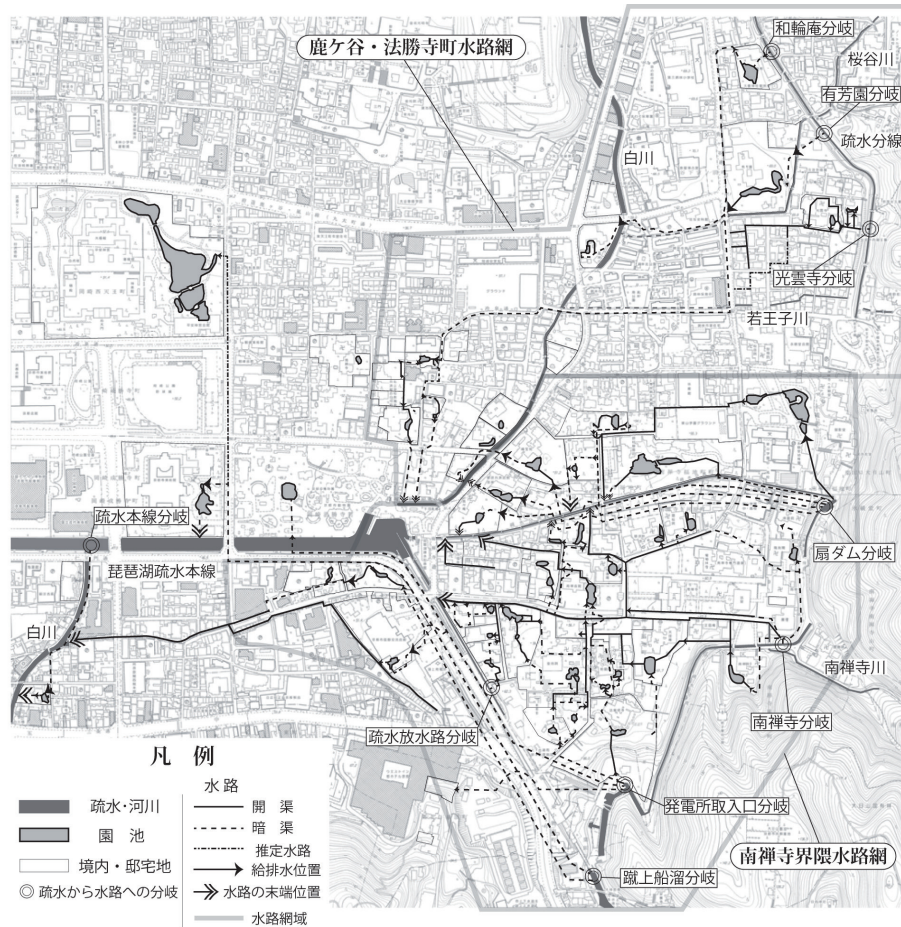


図8 琵琶湖疏水の水路網図(『岡崎・南禅寺界隈の庭の調査』p.43より転載)

冷泉通を通じる専用管を通じて、引かれている。この専用管は、もともと中井慈眼が設けたものであり、「鹿ヶ谷・法勝寺町水路網」を形成している。その水は、中井家にだけでなく、白河院庭園を含む計4箇所の敷地の庭へ水を供給している(図8)。

鹿ヶ谷通と中井家が所在する岡崎法勝寺町との間には、高低差があるため、その区間における流下の勢いによって、滝に水が上昇する仕組みとなっている。2,500分の1の都市計画図によれば、鹿ヶ谷通に所在する琵琶湖疏水の取り入れ口の標高が65.8m、冷泉通の分岐点(分水)が52.9m、中井家の宅地への取入口付近が52.2mである。

中井家の庭にある3箇所の滝は、いずれ

もこの仕組みが取り入れられている。前述の専用管から最も近い位置にある一の滝は、水の勢い(水力)の影響を直接受けている。その水位がどこまで上がるかを実験した所、滝口から2m以上に達することが明らかとなった。この水力は、3つの滝で分け合うかたちとなっており、一の滝あるいは二の滝まで使い尽くしてしまうと、三の滝まで水の勢いが届かなくなる。つまり逆をいえば、三の滝に水を届けるためには、一の滝と二の滝の水量を抑制しなければならないのである。そこで、施工業者が実験と工夫を重ねた結果、三の池から一定量の水が継続的に流出するようになった。併せて三の滝の流水口、石組みを補修し、



滝の流れ方を調整した。

バルブについては、長年使用されていないか、ハンドルが固まって、回らなくなっていた（写真20）。最初は全く動かなかったので、取り替えも検討したが、何とか工夫をして、ハンドルが回るようになった。その後、機能を確認めた所、このバルブを開くと、通常は、開渠と暗渠に通じている水が、東側の敷地外に通じている水路に放出されることが確認できた（写真21）。つまり台風などの大雨の際、池の水が溢れ出る恐れが生じた際には、このバルブを開放することによって、雨水の反乱を防ぐことができるのである。

稲荷社廻りの庭の排水改修については、庭門の北側の東西に深さ900mmの素堀りの穴を設け、その中に栗石を充填して浸透

枡とした（写真22, 23）。また、庭門の西側については、浸透枡で受けきれない範囲に対して、離れの南東角付近にある既設の雨水枡をレベル調整し、水を導くようにした（写真24）。



写真22 浸透枡の掘削状況



写真20 二の滝南方にあるバルブ



写真23 浸透枡（画面中央の下側）

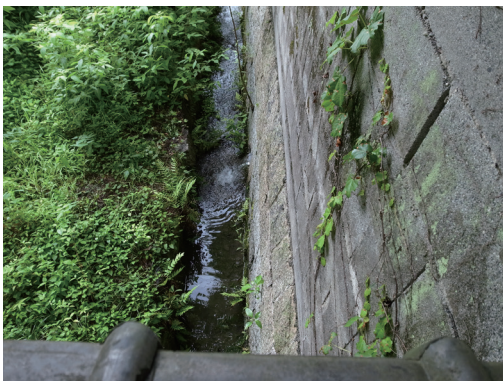


写真21 外部への排出口



写真24 既設暗渠のレベル調整  
（手水鉢の踏石の右手が既設の暗渠枡）



## (2) 平成29年度(2017-2018) 修理

平成29年度の修理事業は、露地の土間の修理、表面排水の改善を前提した地割りの修理であった。

### 1) 修理の契機と事前の検討

所有者によると、文化財に指定される以前より、庭の状態について気にかかっていた点が二つあるという。一つ目は、前項で述べた、三の滝の水が不通であったこと、二つ目が露地の地割りが不鮮明になっていることであった(写真25)。

主屋と接続した茶室、袴付を伴う露地は、限られた敷地ながら実用に叶ったものであるが、経年劣化が目につくようになっていた。所有者としては、一つの懸念点であった、三の滝の通水が回復したことをきっかけに、次は露地の修理を希望された。そこで、平成27年度の事業と同じ体制により、露地を中心とした修理を行うことになった。

露地の地割りが不明瞭になっている原因は、現地検分と所有者からの聞き取りにより、表面排水の不良にあることが判明した。東庭と露地との間には丈の低い築山が配されており、それらの境界には、低く刈



写真25 地割りが不鮮明になった露地

り込まれたアラカシが植わっている。東庭から露地への出入りには、築山の高まりがない袴付の北側と、主屋の北東角に設けられた庭門が用いられる。

露地には、ヒノキ・モミジ・アラカシ・アセビなどが、限られた敷地に、高い密度で植栽されている。その影響から、地表の苔が生えていない箇所では、細根がびっしりと生えている様子が明白であった。部分的には、太い根が走り、その周囲に水みちができて、地表の陥没を誘発していた。また、前述の築山に接する東庭の園路の標高が、度重なる砂利の補充によって、露地よりも高くなっていた。その結果、露地内の水が外部に排出できないだけでなく、園路側の水が、露地へ流入する事態を招いていた。

さらに、築山が風雨に晒され続けた結果、表土が低い方へと流出していた。それにより、築山と飛石のチリ(高さ)、地表は、平らかな状態になっていた。その影響で、大雨の後には、露地全体に水が滞留することとなり、浸水が、土間にまで及ぶ場合さえあった。繰り返し雨水に浸された土間は、表面が溶け出していた。溶け出した三和土が乾燥すると、粉末状(シルト)となって、腰掛け待合の奥などに集積していた。

以上の現地検分等の結果から、露地の修理項目は、樹根の整理、露地と東庭の園路のレベル調整、土間の修繕とした。また、庭門の扉が経年劣化していたため、同時に修繕することになった。

## 2) 施工

工事は、樹根の整理に伴う苔の剥ぎ取りから開始した。露地全面の苔を剥ぎ取り、パレットに移して養生した(写真26)。次に堆積土と細根を除去し(写真27)、築山の安定地盤を露出させた。その際には、旧地盤と安定地盤との高さの差が分かるように、セクションを残した(写真28)。東庭の園路は、積み足された砂利を剥ぎ取り、



写真26 苔の剥ぎ取り作業



写真27 露地内を覆う細根



写真28 苔を剥ぎ取った築山とセクション

露地からの雨水を主屋東側の池の方に導くよう調整した。

土間の輪郭を調査した所、茶室の北側は明瞭であった(写真29)。それに対して、茶室の北東角の躡口付近については、躡石と石畳、延段が複雑に絡み合っており、土間の範囲が不明確となっていた(写真30)。詳しく調べてみると、茶室の北側の土間が黒色のシルトが叩きしめられたもの



写真29 茶室の北側



写真30 茶室の北東角の躡口付近



写真31 三和土の旧態



であるのに対して(写真31), 東側の土間は、黄色みを帯びたモルタル混じりのものであった。

茶室東側の土間と築山の間を表土をみると、一部で開削されたとみられる痕跡があったので、断ち割り調査を行った。その結果、南北方向に通る細い塩ビ管を検出した。この管渠は、茶室の北東門で腰掛待合の方(西側)に曲がっており、同じ箇所にも別の太い塩ビ管が埋設されていることが判明した(写真32)。

それらの塩ビ管は、茶室の北東角にある雨樋の水を受ける排水枡と関係しているようであった。その管路を探索し始めれば、健全な部分まで破壊する可能性があったため、余計な掘削は行わなかった。それでも、茶室の北東角における土間の範囲を不明確にしていたのは、それら塩ビ管の敷設による改修であるのが明白であった。

その改修は、土間の旧状を分からなくさせていただけではなく、茶室の屋根と庭の関係性を、辻褃の合わないものとしていた。茶室の北東角の屋根は角が切れた状態であり、樋が付いていないため、雨水はそのまま地面に落ちようになっている。排水枡は、その雨落ちの部分にあると合理的なのだが、実際はその外側にあった。つまり、雨落ちの部分にあるのは、土間であり(写真33)、雨水で穿たれる状態にあった(写真34)。このまま雨水排水が矛盾を抱える状態にしておくのは、不合理であったが、土間の旧態の痕跡が失われているため、復元も困難な状況にあった。

土間に雨水が当たらないようにすると、茶室の北東角は隅切りの状態となる。管見



写真32 土間の輪郭の調査



写真33 土間と屋根の関係



写真34 雨落の位置の確認状況  
(写真中央の黄色い糸と重りが雨落ちの位置を示す)

でも、施工業者に相談しても、そのような事例は知られなかった。そこで、大阪電気通信大学教授の矢ヶ崎善太郎氏(当時は京都工芸繊維大学所属)に立ち会いして頂き、茶室の屋根の納まりと土間の関係について助言を頂戴した。その際、泉涌寺の末



寺・来迎院の茶室は、大正11年に上坂浅次郎が手がけたものであり、参考にするよう教示を受けた<sup>22)</sup>。

最終的には、既存の土間は、外観で見える範囲を除去して、三和土を復旧した。また茶室の北東角は、雨水を避けるために隅切りとした。土間の復旧に当たっては、三和土の耐久性と色目について品質試験を行った(写真35)。その結果、三和土の配合は、いくつかの候補の中から所有者から同意を得て、深草砂利10リットルに対して、普通セメント980グラム、白セメント160グラム、塩焼石灰560グラム、という割合を採用した。旧態の痕跡の調査と、屋根との位置関係から導き出した土間の位置は、白色の水性スプレーで位置出しをした



写真35 土間の材料の品質試験



写真36 土間の位置出し

上で、施工した(写真36)。

土間の修理後、築山に版築で盛り土を施し、養生していたコケを張った。コケの不足分は、園内の一部より移植した。盛り土の高さは、土間と飛び石のチリ、景石の根入れの相関関係に基づいて、設定した(写真37-41)。



写真37 竣工状況(露地北側)



写真38 竣工状況(露地東側)



写真39 竣工状況(露地南側)



写真40 竣工状況（露地北側）



写真41 竣工状況（露地の躰口付近）

### （3）平成30年度（2018－2019）修理

平成30年9月4日に京都市に最接近した台風21号は、市内に甚大な被害をもたらした。筆者は、国庫補助事業による災害復旧に際して、清水寺、高山寺、大覚寺、雙ヶ丘などの現地立会をしたが、その傷跡は深く、1年半を経過した現時点でも、復旧は道半ばの状況である。台風21号の影響は、中井家の庭についても例外ではなく、幸い大きな被害はなかったが、樹木の枝折れ等が発生した。それら樹木の中には、腐朽するなど倒木が危険視されるものがあった。そこで、恒常的に維持管理を行う施工業者により、折れた枝の除去と危険木の伐採を行った。

伐採の対象は、稲荷社付近と一の滝の南側にあったソメイヨシノ、露地南側のヒノ

キの計3本であった。三の滝付近では、ソメイヨシノの枝下ろし、アセビの枝折れの除去を行った。

### （4）まとめ

以上の修理を通して、庭の地割り構造について判明したことは、以下の通りである。

中井家の宅地は、元々北から南側に下がる傾斜地を造成したものである。それにより敷地の南と東側の敷地の境界に段差ができており、擁壁が施されている。この造成工事により、地盤面をほぼ平坦とした上で、緩やかな勾配による開渠の流れと、造成地盤の中に暗渠の通水管を配している。

暗渠の通水管は、一・二・三の滝の為に用意されたものであり、滝から流れ出た水は、開渠の流れへと吸収される。このような構成は、宅地造成の時点から計画されていなければ不可能であると共に、建物からの眺望と部屋割りとも密接に関わっている。さらに、腰掛待合からは、東山連峰が眺められるなど、建物と工作物の配置と庭の景色は、相互関係となっている。

また、一・二・三の滝の全てから水を流そうとすると、それぞれの水圧のバランスを調整する必要があった。三の滝の水が長らく不通であったのは、管詰まりのせいだけではなく、ある時期に、水圧のバランスが崩れたことによる可能性がある。別の見方をすれば、滝の高さは、水圧のバランスの計算あるいは実験の結果により、割り出されたものと推定される。

庭内の雨水処理には、綿密な配慮がなされていた。稲荷社廻りの庭は、後の改修に



よるものであるため、例外とすれば、庭内の雨水は、主として築山あるいは園路の表面排水が、流れと池に取り込まれる仕組みとなっていた。排水桝は、建物に対するものであり、庭内にあるものは、塩ビ製のものが多く、後付けのものである。地盤造成により、地表の高低差は緩やかなものとなっているため、砂利の量増しや土砂等の堆積により、園路と築山の高さ関係に変化が出たり、むやみに改修をしたりすると、雨水が庭内に滞留することになる。

二の滝の傍に設けられたバルブは、大雨の際に大量に押し寄せた水を、庭の外に逃がす役割があった。中井家の庭に水を供給している「鹿ヶ谷・法勝寺町水路網」は、鹿ヶ谷通の取水口をオーバーフローとしており、それぞれ宅地内に大量の水が入らない仕組みとなっている。しかし、先述した平成25年9月の台風18号のように、400mmの総雨量と暴風を受けてしまうと、大量の水がオーバーフローを飛び越して、宅地へと至る。そこで、バルブで強制的に庭内の水を排出できれば、宅地内が水浸しにならならず済む。このバルブは、近年、使用できない状態にあったが、大雨の被害を防ぐバックアップ装置として、有用であることが明らかとなった。

## 5. 結論

これまで、庭の成立の背景や、庭造りに関する領収書の分析、庭の現況分析、文化財指定以降の修理報告など、多面的な情報に基づいて、庭の築造過程と地割構造の解明を行ってきた。その結果に基づけば、以

下の事項が推察される。

中井家の庭の流れと池は、多彩な水の扱いと安全性の両立が念頭に置かれて、設計・施工されている。特に、「鹿ヶ谷・法勝寺町水路網」を利用する庭内の水利用では、水圧や水量が考慮されており、高い土木技術が庭造りの前提条件となっている。明治時代の半ばから昭和時代の初期にかけて築造された数多くの数奇屋住宅と同様、中井家の庭は、建築と一体のつくりとなっている。これらのことから、高い次元における庭造りと土木や建築技術者との共同作業が、優れた見栄えと実用性を兼ね備える庭を実現したものと考えられる。

慈眼夫婦は、最終的に新別邸に住まうことはなかったものの、複雑かつ手の込んだ庭の造りからみれば、終の棲家として不足がないよう、力が尽くされたものとみられる。最後に付け加えれば、現在、居然亭は、残念ながら完全な姿を留めないが、中井家の庭をみる限り、相当高い水準の造りであったと想像される。

## おわりに

本文の作成に当たっては、中井家の庭の所有者の皆様をはじめとして、平成27、29年度の施工を担当して頂いた花豊造園株式会社の山田耕三氏、河村知彦氏、羽野文貴氏、同30年度の施工に当たって下さったスミイ造園の住井康伸氏、露地の施工にあたって現地指導を頂いた大阪電気通信大学教授の矢ヶ崎善太郎氏に、多大なる協力を頂きました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。



## 註

- 1) : ルーブル社出版部編, 大日本人物名鑑 巻5の1 : 1922 : ルーブル社出版部, p.1。
- 2) 五十嵐栄吉 : 大正人名辞典 第4版 : 1918 : 東洋新報社, p.890-891。
- 3) 「三平」は, 3代目中井三郎兵衛が次代に名を譲った晩年に号した通称である。初代から3代三郎兵衛については, 『百三十年史』(日本紙パルプ商事株式会社編集・発行 : 1975, p.1-9) に詳しい。
- 4) 中井家編集発行 : かたばみ草 : 1934, p.6。日本紙パルプ商事株式会社編集・発行 : 前掲書, p.6-10。
- 5) 中井家編集発行 : 前掲書, p.121-123。
- 6) 明治39年京都市会議事録 第31号, p.3-7。
- 7) 中井家編集発行 : 前掲書, p.38-39。
- 8) 中井家編集発行 : 前掲書, p.71。
- 9) 中井家編集発行 : 前掲書, p.68-69。
- 10) 改訂新版 世界大百科事典 : 2014 : 平凡社, 「煎茶道」。
- 11) 名園 `居然亭、の身のふり方 : 夕刊京都 : 1968.8.11。
- 12) 重森三玲 : 日本庭園史図鑑 明治大正昭和時代3 : 有光社 : 1936, p.21-22。
- 13) 中井家編集発行 : 前掲書, p.90, 124。
- 14) 中井家編集発行 : 前掲書, p.96。
- 15) 夕刊京都 : 前掲資料。
- 16) 中井家編集発行 : 前掲書, p.100。
- 17) 故・中井正和氏からの聞き取りによる。
- 18) 庭内には, 「岡崎中井別邸之図」(図1) に描写された石造品の一部が, 保存されている。
- 19) 京都市文化市民局文化財保護課編 : 京都市の文化財第21集 : 京都市文化市民局 : 2003, p.26-28。
- 20) 故・中井正和氏からの聞き取りによる。
- 21) 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課・京都造形芸術大学 日本庭園・歴史遺産研究センター編 : 京都市内未指定文化財庭園調査報告書 第1冊 岡崎・南禅寺界隈の庭の調査 : 京都市文化市民局 : 2012。
- 22) 中村昌生 : 茶室夜話444 来迎院の茶室 : 同門 第523号 : 表千家同門会 : 2015, p.10-11。

いまえ ひでふみ  
今江 秀史 (文化財保護課 主任 (名勝担当))

